

○「支えあうまち・京都ほほえみプラン」

＜計画の基本方針＞

障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支えあうまちづくりを推進する。

施策目標		具体的な取組項目			
		A評価	B評価	C評価	
1	お互いに支え合って暮らすまちづくり	67	61	5	1
2	自立した地域生活の促進	59	50	6	3
3	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	37	31	6	0
4	生きがいを持って働くことができる社会づくり	21	20	1	0
5	生活しやすい社会環境の整備	22	17	4	1
合計		206	179	22	5

* A評価＝事業が完了している。問題なく進んでいる。

B評価＝事業が実施途中である。一部が進んでいない。

C評価＝事業が未着手である。

＜全体評価＞	
達成度	92% 〔A評価：179 B評価：22 C評価：5〕
25年度実績	掲げる施策目標に対する取組に関して一部未実施の事業があるものの概ね実施できている。
課題等(B評価 又はC評価で あったものにつ いて記載)	<p>【施策目標1】 ＜権利擁護の推進(施策体系2)＞ ・地域移行支援の対象に、「保護施設に入所している障害者及び矯正施設を出所した障害者」が加えられたことも含め、引続き触法障害者の支援について関係機関の連携を図っていく。〔充実〕 ・虐待防止に向けた環境づくりや虐待発生時の対応等の課題について協議していくとともに、市民・事業所・職員向けの研修を充実させていく。 ＜分かりやすい情報発信とコミュニケーション支援の強化(施策体系4)＞ ・今後、コミュニケーション障害のある人への配慮も含め、障害や障害のある人への理解を深めるよう周知・啓発を行っていく。〔充実〕 ・京都府から移管される手話通訳養成事業、盲ろう養成事業、盲ろう派遣事業の円滑に実施していく。〔充実〕 ＜相談支援体制の強化(施策体系5)＞ ・指定一般相談支援事業所の設置促進に向け、地域移行・地域定着に取り組むための人員確保等が課題である。また、地域移行・地域定着支援事業のノウハウについて理解を深める取組を進める。〔新規〕</p>
	<p>【施策目標2】 ＜地域での自立したくらの充実(施策体系1)＞ ・移動支援等の充実に向け、ヘルパー不足への対応を検討していく。ほほえみネットの実施状況を踏まえた今後の事業の在り方の研究していく。〔充実〕 ・公的な既存施設を活用したグループホームの設置について、適切な住戸が見つからない。〔新規〕 ・国に対して障害福祉サービス事業者が安定的な経営を行える報酬水準を確保するよう要望していく必要がある。</p>

課題等(B評価
又はC評価で
あったものにつ
いて記載)

【施策目標2】

＜こころの健康づくりの推進(施策体系3)＞

- ・京都産業保健総合支援センターや京都府と連携して職場のメンタルヘルス対策を推進していく必要がある。〔充実〕
- ・GPネット（一般医・精神科医ネットワーク研究会）について、各医師会と調整し事業を進めていく必要がある。〔充実〕
- ・医療及び福祉等の多職種による訪問支援（アウトリーチ）拡大を京都府に働き掛けていくとともに、市としての対応を検討する必要がある。〔新規〕
- ・適切な相談や医療につなげていくための保険医療のネットワークづくりについて、研修の中で医師同士の情報交換を行った。今後も京都府と医師会と連携し、実施していく必要がある。
- ・京都府との連携による一般医療機関と精神医療機関の協力体制づくり等について、府のモデル事業を評価し、府と連携して市内での体制整備を検討する必要がある。〔新規〕

【施策目標3】

＜自立や社会参加につながる育み(施策体系1)＞

- ・児童発達支援の提供体制の充実に向け、児童発達支援センターに対し、地域支援（障害児相談支援・保育所等訪問支援）の事業者取得勧奨を行うことを検討していく。〔新規〕
- ・専門相談体制の充実に向け、障害児相談支援事業者に対し、児童福祉センターとの連携による一貫した支援を行うよう働き掛ける必要がある。〔新規〕
- ・教育と福祉の連携体制づくりについて、関係機関と今後必要な連携について検討を行っていく必要がある。〔新規〕

【施策目標4】

＜就労支援の推進(施策体系1)＞

- ・職場への定着支援と離職者への支援について、継続的に定着支援等を実施できる相談機関の開設に向けた取組を実施した。〔新規〕

【施策目標5】

＜誰もが暮らしやすく人にやさしいまちづくり(施策体系1)＞

- ・公共施設のバリアフリー化について、繰り越し事業の早期完了に努めていく。〔充実〕
 - ・京都おもいやり駐車場について、駐車可能台数が少ないところが多い。今後、京都府と連携して大型施設等へ積極的に依頼していく。
- ＜安心・安全な生活を送るための環境づくり(施策体系2)＞**
- ・見守り活動促進事業に係る同意書取得等を通じて、地域で支援を必要とされる方の状況把握を進める。〔充実〕
 - ・避難所等のコミュニケーション支援員の派遣体制の構築に向けて、関係課と協議の場を持つ必要がある。〔新規〕
 - ・災害時におけるこころのケアを実施する体制整備については、国も進めているところであり、京都府との連携を含め体制整備に向けて検討を進めていく必要がある。〔新規〕

また、京都市障害者地域自立支援協議会において、「障害（身体、知的、精神）のある人で、連帯保証人がいない人や生活保護受給者について、住宅仲介業者等において障害を理由に入居を断られる場合がある」、「触法行為に対する見守り体制が十分ではない」、「医療的ケアができる事業所が必要」、「個別教育支援計画とサービス等利用計画・障害児支援利用計画のマッチングが必要」、「避難指示が出た場合に備えて、避難方法を確認しておく必要がある」等の意見が出されている。